

# 再々々意見書（控訴審）

2006年2月16日

## ．はじめに

放射線に被曝すれば影響があることは科学的にあまりに自明

生命体も含め、この世に存在している物質は原子、分子によって構成されている。人体に含まれる水もアミノ酸もタンパク質も、染色体も遺伝子もDNAも、それらすべての物質は炭素、水素、酸素などが複雑に結び付き合っていてできる。そうした分子結合を維持している結合エネルギーは数電子ボルト（1個の電子を1ボルトの電位差に逆らって移動させるのに必要なエネルギーを1電子ボルトと定義し「eV」と表記する。1.6×10<sup>-19</sup>Jに相当する）のオーダーであるが、通常、電離放射線はその十万倍、百万倍のエネルギーを持っている（ウランのアルファ線がもつエネルギーは約5MeV、つまり500万電子ボルト）。そのため、生命体が放射線に被曝すれば、たくさんの化学結合が破壊されざるを得ない。生命体には、損傷を受けたDNAを修復する作用があったり、損傷を受けた細胞が自分で死んでしまう作用（apoptosis：アポトーシス）があったりする。しかし、それらの作用によって損傷のすべてが100%修復されたり除去されたりする道理はなく、放射線に被曝をすれば必ず影響がある。この事実は、科学的に余りに自明のことであり、議論する余地はどこにもない。

## ．自然放射線も危険がある

それでも、一審被告は微量放射線であれば、あたかも何の影響もないかのように抗弁し続けてきた。2006年1月20日に提出された準備書面では、新たに以下の主張を付け加えてきた。

しかし、人類は、その誕生時から自然放射線を被ばくし続けているのであって、放射線被ばくが皆無である土地は存在しないし、また、自然放射線によって発がん等の影響が生じるという実証性のある知見も存在しない。

人類が自然放射線に被曝してきたこと、そして、自然放射線が皆無の土地が存在しないことはその通りである。人類は今現在も様々な先天的障害を抱えているし、癌を含めた多様な病気にずっと悩まされている。それらの原因には、自然放射線や種々の化学物質、ウィルスなどが関係している。人類が悩まされている種々の病気に関して、自然放射線だけは無関係だという主張は成り立たない。自然放射線に対する被曝も危険を伴うが、避けようがないから受け入れるしかないのである。

## ．疫学の特性と科学的な手法

一審被告が「実証性のある知見」と呼ぶのは疫学的証拠のことであるが、こうした分野に関する疫学的証拠を揃えるためには、歴大な人数の集団を極めて長期間にわたって観察しな

ければならないし、自然放射線以外にも生活習慣など様々な交絡因子が介在するため、疫学という学問の特性として、その「実証」が難しい。科学にはさまざまな手法があり、ある事柄を証明するためにはそれに適した手法を使う。低レベル放射線の影響を証明するために「疫学」はひとつの手段にはなるが、そのために最適な手法ではない。そのような時には、基本的な学問原理に従うのが常道であって、「疫学」という学問に頼るまでもなく、生命体とこれまでの放射線に関する歴大な科学的知見からして影響があること自体を疑うことができないのである。

だからこそ、日本の法令でも職業人と一般人に対して被曝の限度を定めているのであって、微量であれば影響がないというのであれば、法令で被曝を制限する必要がない筈である。また、ごく特殊な実験結果を基に、あたかも微量放射線なら有益であるかのような主張もあるが、それが科学的に確実なものとして立証できるのであれば、微量放射線への被曝を推奨するように法令を改正する必要がある筈である。

## ．「高度の蓋然性」の内容

一審被告は先の主張に続けて、次のように記している。

本件訴訟は妨害排除請求権の行使が認められるか否かを争点とする訴訟であって、上記のような「100%有効であることはありえない」といった影響発生の抽象的な可能性をもって、疫学的因果関係が論証されたということはできないし、判例理論がいう「高度の蓋然性」が証明されたということはできない。

そして「高度の蓋然性」については、同じ準備書面で以下のような判例を引いている。

訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑いも許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係を是認し得る高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである

一審被告が引用する上の判例は「高度の蓋然性」があると判定するためには「通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信を持ちうるものであること」が必要としている。これまでの意見書で私自身が根拠を示しながら述べてきたように、いかなる放射線被曝も必ず影響があることは一点の疑いもない自然科学的な事実である。どんなに控えめに表現しても「通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうるもの」である。放射線に被曝することなど誰だって嫌に違いない。だからこそ一審被告は、残土問題発覚以降、岡山県も含め

ただ一つの自治体からも残土を受け入れていいとの回答を引き出せなかったのである。挙げ句の果てに「商業取引」と偽って、多額な金銭を付けて残土を米国先住民の地に追いやったのである。もし、一審被告が微量放射線被曝であっても危険を伴うということに「通常人が疑いを差し挟まない程度に確信を」持たないのであれば、前回の意見書に私が書いたように、一審被告の職員が残土を引き取って自分の土地に置けばよい。

## ． 法治国家の名が泣く

一審での4通目の意見書を私は自分のパソコンに「うんざり」というタイトルを付けて保存したことは、その意見書に書いた。この裁判が始まって以降、私はずっとうんざりしながら意見書を書き続けてきた。一審被告の今回の準備書面も余りにひどいもので、心底うんざりした。原子燃料公社、動力炉・核燃料開発事業団、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究開発機構と続いてきた団体はいずれも国の機関であり、その機関が自らその管理に責任がある毒物を他者に押しつけてきた。一審被告は一審原告ら住民との間に残土撤去の協定書、確認書を結びながら12年にもわたって撤去先がないと言って、約束を反古にし続けた。法治国家といわれる日本で、国の機関が約束を守らないことに鳥取県すらが呆れ果てて住民の訴訟を支援した。その裁判は、最高裁まで争われた上で、一審被告に撤去を命じる判決が確定したが、それでも一審被告は撤去先がないとして撤去を先延ばしした。その挙げ句に、毒物の海外への輸出を行ったのである。

いい加減にして欲しいと思う。微量放射線被曝であっても影響があることは、一点の疑いも差し挟むことができない科学的な事実であり、これ以上どのような言葉も必要ないほど繰り返し述べてきた。しかし、この裁判も4月には結審という。法曹関係者、とりわけ、判決を書かれる裁判官には、現時点における科学的知見を是非、認識しておいて頂きたいし、本意見書はおそらく私が書く最後の意見書になるであろうと思い、一言書いておくことにした。

以上